② 過去２年以内において次のイからトまでの一に該当したと認められる者
イ 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
ヘ その他本州四国連絡高速道路株式会社に著しい損害を与えた者
ト イからヘまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
③ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
④ 競争参加資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
⑤ 商法その他の法令に違反して営業を行った者

⑵ 平成21・22・23年度物品購入契約等参加資格の審査において「役務の提供」のうち、開札までに「ソフトウェア開発」で資格を有すると認められた者であって、かつＡの等級に格付けされた者であること。なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

競争参加申請に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒651―0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通４―１―22 アーバンエース三宮ビル 本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課 電話078―291―1035

⑶ 開札時点において、社長から指名停止を受けていない者であること。

⑷ 過去10年以内に、本件に類似した実績を有すること。実績とは、以下の内容を含むものとする。
① 10台以上のハードウェア（サーバ、補助記憶装置、レーザプリンタ、ネットワーク機器を各１台以上含む）の納入及びそれら機器のＬＡＮ環境構築等のセットアップを実施した実績。
② ＣＯＢＯＬ言語で作成されたプログラムを、異なるＯＳ及び異なるミドルウェアで構成されたシステムへ移行した実績。
なお、①及び②の実績は、同一の契約において有する必要はない。
これらの実績を証明するために、以下の項目が明記された契約書等の写しを提出するものとする。
・契約件名
・契約先
・契約締結日
・契約内容の概要（上記①及び②に示す内容がわかる部分の抜粋）

3 入札書の提出場所等
⑴ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒651―0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通４―１―22 アーバンエース三宮ビル 本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課 電話078―291―1035
⑵ 入札説明書の交付方法 平成23年12月27日から平成23年12月28日までの午前10時00分から正午まで及び午後１時00分から午後４時00分までの期間と平成24年１月４日から平成24年２月13日までの土曜、日曜および祝日を除く毎日午前10時00分から正午まで及び午後１時00分から午後４時00分までの期間に、上記３⑴の場所でＣＤ―Ｒにて無料で直接交付する。
⑶ 入札書の受領期限 平成24年２月13日午後４時00分（郵送の場合は、書留親展とすること。）
⑷ 開札の日時及び場所 平成23年２月20日午後２時00分 本州四国連絡高速道路株式会社11階 入札室

4 その他
⑴ 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵ 入札保証金及び契約保証金 免除。
⑶ 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、必要な証明書等を作成し、これを入札書に添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、会社から必要な証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。
⑷ 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸ 契約書作成の要否 要。
なお、本州四国連絡高速道路株式会社が利用している電子契約サービスにより、電子契約書を使用した電子契約によることができる。（詳細は、本州四国連絡高速道路株式会社ホームページ http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/index.html）
⑹ 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺ 手続きにおける交渉の有無 無。
⑻ 詳細は入札説明書による。

5 Summary
⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity : Chikao Ito, President of Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited
⑵ Classification of the products to be procured : 71, 27
⑶ Nature and quantity of the products to be purchased : Revision on Toll Collection Management System, 2011. - 1 set -
⑷ Fulfillment limit : 25 March 2013
⑸ Fulfillment place : According to the tender document and the specification
⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Qualified persons are those who shall :
１）not be applied to the following categories from ① to ⑤ :
① Those who do not have an ability to conclude a contract, such as persons under age, adult guardians and persons under assistance. However, the following people are excluded who already have a necessary agreement for the contract. In addition, bankrupts who cannot rehabilitate also do not have a qualification.
② Those who are applied to the following cases from ⓐ to ⓖ within the past two years :
ⓐ Have intentionally practiced rough manufacture or misconduct in the quality or quantity of the properties in the execution of the contract.
ⓑ Have prevented implementation of fair competition or conspired to disturb fair pricing or obtain illicit profits.
ⓒ Have prevented a successful bidder from concluding the contract or a ontractor from performing the contract.
ⓓ Have obstructed the execution of supervision or inspection by the officer in charge.
ⓔ Have failed to perform his contract without any justifiable reasons.
ⓕ Have caused other tangible or intangible damage to the Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited.
ⓖ Have employed as an agent, manager etc. in concluding a contract who have been applied to the above categories from ⓐ to ⓕ within the past two years.
③ Those whose administrative situation is acknowledged to be markedly unsound.
④ Those who have falsified the important items or facts in the Application Form for Competition Participation Qualification and its supplements or those who do not have written down in such documents.
⑤ Those who have practiced business in violation of the commercial law and other laws and ordinances.